

「クレーン」の定義

クレーンを使って作業を行う時は、法令(クレーン則)で定められたルールに従わなければなりません。クレーンには定義があります。

クレーンとは…

「荷を動力を用いてつり上げ、これを水平に運搬する」ことを目的とする機械装置で、移動式クレーン、デリック以外のものをいう。

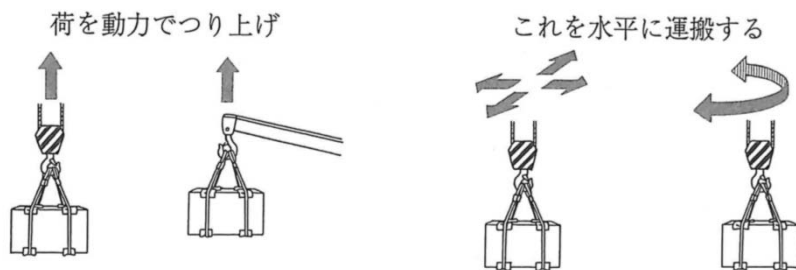
したがって、荷のつり上げのみを行うものはクレーンには該当しませんし、水平に運搬するものであっても荷のつり上げを人力で行うものはクレーンに該当しません。

反対に、荷のつり上げを動力(エアーや電気)で行うものは、水平運搬を人力で行ってもクレーンに該当しますので、鉄骨にトロリ付の電気チェーンブロックなどを設置した場合は、トロリやレールも含めてクレーンとなります。

◎「クレーン」に該当すれば 操作者や玉掛者の資格、設置届や設置報告など法令の適用を受けることになるので注意しましょう！

※つり上げ荷重が0.5t未満のものはクレーン則の適用除外となります

【クレーンの定義】



電動やエアー駆動のチェーンブロックをレール走行できるようにすると「クレーン」に該当する

